



今回は、相殺についてです。

相殺とは？

例えば、

Xは、Yに対して、お金を50万円貸しているが、YはXに50万円の宝石を売った。



Yが、返済期になってもお金を返さないの、宝石の支払い代金債務と貸金債権を差し引きして、お互い何の債権債務も無いこととした！

一般用語としても時々使われる「相殺(そうさいと読みます。)」ですが、上記の例ではまさにこの相殺が行なわれた代表的なケースです。

相殺を行なうためには法律上次のような要件があります。①当事者がお互いに相手方に対して債権を持っていること②その債権の目的物が同じ種類のものであること③両債権がともに弁済期であること④相殺することが許されたものであること

①～④についての解説

①について

Xから見て、相手方に対する債権を自動債権、相手方からの債権を受動債権といいます。

②について

一般的には、金銭債権(お金を目的とする債権)同士で行なわれることが多いです。

③について

自動債権は必ず弁済期の到来が必要ですが、受動債権は相殺したい人が期限の利益(ある期間到来まで返済しなくていいという利益)を放棄することで相殺できます。

④について

使用者が貸金債権を受動債権(天引きのような形)とする相殺などが代表例です。

相殺を主張する場合は、相手方に**内容証明郵便**で通知することをお勧めします。

債権回収の一つの手段として、利用できますね。何か分からないことがあればご相談ください。

編集後記

いっきに寒くなりましたね。先月号で、太り気味とイイましたが、その後腹筋と腕立て伏せを行いちょっとましになりました。

10年後も今のサイズを維持できるように、日々こつこつ頑張ります！

司法書士きたづめの企業法務ブログ

<http://ameblo.jp/fp-kigyohoumu/>

中小企業・ベンチャー企業経

営者の方々の**法務サポ**

ートならお任せください！

